

〇つくば市地域まちづくり推進団体等活動費助成要綱

平成23年3月17日

告示第114号

(趣旨)

第1条 この要綱は、魅力的な地域社会の構築を図るため、つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則（平成21年つくば市規則第31号。以下「支援規則」という。）第6条の推進団体及び支援規則第8条の活動団体（以下「推進団体等」という。）に対し、予算の範囲内で地域まちづくり推進団体等活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、支援規則及びつくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業等)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、支援規則第2条第1号の地域まちづくりとする。

2 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、推進団体等の地域まちづくりに要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷費
- (3) 資料購入費
- (4) 写真代
- (5) 講演会参加費
- (6) 会場使用料
- (7) 機材レンタル代
- (8) 講師謝礼
- (9) コンサルタント委託費
- (10) バス借上代

- (11) 交通費
- (12) イベント保険代
- (13) 官公署等への手続費用
- (14) 通信費

3 助成金の額は、1 推進団体等につき、次の表の左欄に掲げる助成対象経費の額に応じ、右欄に定める助成率を乗じた額とする。ただし、1 年度につき25万円を限度とする。

助成対象経費の額	助成率
10万円以下の部分	5分の4
10万円超の部分	2分の1

4 助成金の交付を受けることができる回数は、推進団体にあつては3回とし、活動団体にあつては2回とする。ただし、1 年度につき1回を限度とする。

5 第3項の規定により算出して得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号とする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、助成金の交付を受けようとする年度の12月28日とする。

3 規則第4条第2項第1号の補助事業等の事業計画書の様式は、様式第2号とする。

4 規則第4条第2項第2号の補助事業等の収支予算書の様式は、様式第3号とする。

5 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、地域まちづくり報告書(様式第4号)とする。

(助成金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第5号の補助金等の交付の目的を達成するために必要と

認められる事項は、次に掲げるものとする。

(1) 市長が助成事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。

(2) 次のいずれかに該当したときは、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。

ア 不正の手段により助成金を受けたとき。

イ 助成金を他の用途に使用したとき。

ウ 助成金交付の条件に違反したとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還すること。

(助成金の交付決定通知)

第5条 規則第7条の補助金等交付決定通知書の様式は、様式第5号又は様式第6号とする。

(助成事業の変更等)

第6条 規則第12条の2の補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式は、様式第7号とする。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに助成事業の内容変更又は中止若しくは廃止について承認するか否かを決定し、地域まちづくり変更等承認・不承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第9号とする。

2 規則第13条第1項の収支決算書の様式は、様式第10号とする。

3 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、地域まちづくりの詳細がわかる書類、助成対象経費に係る領収書の原本その他市長が必要と認める書類とする。

(助成金の額の確定通知)

第8条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第11号とする。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の2第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第12号とする。

(決定の取消)

第10条 規則第16条の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、地域まちづくり推進団体等活動助成金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。